

労働時間相談・支援コーナーのご案内

「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様に対して、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が皆様の会社に訪問し、以下のようなご相談についてお悩みに沿った解決策をご提案します。

個別訪問によるご相談にも対応していますので、お気軽にご利用ください。

【相談事例】

- 労働基準法等の改正内容（時間外労働の上限規制 等）
- 労働時間制度全般（変形労働時間制 等）
- 時間外・休日労働協定（36協定）等の記載方法
- 長時間労働の抑制に向けた取組
- 36協定や就業規則等の電子申請の利用方法
- 職場の感染症予防に関する対策事例
- 新しい働き方（テレワーク・副業等）における労務管理方法
- 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

「労働時間相談・支援班」の訪問を希望される方は、事業場を管轄する各労働基準監督署にご連絡ください。



中小企業事業主のみならず
「働き方改革」への取組を支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を労働基準監督署に設置しています。

～働き方関連法が施行されています～
◆ 時間外労働の上限規制 ◆ 年5日の年次有給休暇の取得義務化 ◆ 同一労働同一賃金

● 残業時間を減らしたい！
● 有給休暇の取得義務化に対応したい！
● 電子申請（36協定や就業規則）の方法がわからない！
● 感染症予防対策のアドバイスを受けたい！
● テレワークにおける労務管理の方法を知りたい！

このようにお悩みではありませんか？
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、**お近くの労働基準監督署（裏面）にお問合せ下さい。**

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- 労働基準法等の改正内容（時間外労働の上限規制 等）
- 労働時間制度全般（変形労働時間制 等）
- 時間外・休日労働協定（36協定）等の記載方法
- 長時間労働の削減に向けた取組
- 36協定や就業規則等の電子申請の利用方法
- 職場の感染症予防に関する対策事例
- 新しい働き方（テレワーク・副業等）における労務管理方法
- 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

厚生労働省 群馬労働局 労働基準監督署

労働基準監督署	所在地	電話番号	管轄
高崎	高崎市東町134-12 (高崎地方合同庁舎3階)	027-322-4661	高崎市（新町・吉井町を除く）、高岡市、安中市、甘藷郡
前橋	前橋市大手町2-3-1 (前橋地方合同庁舎7階)	027-896-3019	前橋市、渋川市、北群馬郡、伊勢崎市、佐波郡
(伊勢崎分庁舎)	伊勢崎市下榎木町517	0270-25-3363	
桐生	桐生市末広町13-5 (桐生地方合同庁舎1階)	0277-44-3523	桐生市、みどり市
太田	太田市順徳町104-1	0276-45-9920	太田市、館林市、邑楽郡
沼田	沼田市澤原町4468-4	0278-23-0323	沼田市、利根郡
藤岡	藤岡市下栗原124-10	0274-22-1418	藤岡市、多野郡、高岡市のうち新町・吉井町
中之条	吾妻郡中之条町大字中之条664-1	0279-75-3034	吾妻郡

◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、県内の労働基準監督署に設置しています。
◆ 窓口相談、電話相談も受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

同一労働同一賃金（正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の解消）のお問合せ先
群馬労働局 雇用環境・均等室 電話番号 027-896-4739

群馬労働局では「働き方改革推進支援助成金」など、様々な助成金をご用意しています。助成金の内容、申請方法等のアドバイスをを行う「働き方・休み方改善コンサルタント」の配置もしています。
詳しくは、群馬労働局ホームページをご覧ください。 [群馬労働局 助成金](#)